白河市競争入札参加者の資格審査、指名等に関する規程

平成17年11月７日訓令第34号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　工事等の請負業者の資格審査（第３条―第９条）

第３章　工事等請負業者の指名（第10条―第18条）

第４章　雑則（第19条―第22条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、市が白河市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年白河市告示第72号）に基づき実施する制限付一般競争入札又は白河市指名競争入札実施要綱（平成19年白河市告示第71号）に基づき実施する指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む。以下同じ。）又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約を締結する場合において、競争入札に参加することができる者の資格審査、指名等に関し必要な事項を定めるものとする。

（競争入札参加者に必要な資格の基本的事項）

第２条　工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、白河市競争入札参加資格及び申請手続等に関する要綱（平成17年白河市告示第78号。以下「申請要綱」という。）の規定及びその都度告示するところによる。

第２章　工事等の請負業者の資格審査

（競争入札参加者資格審査委員会）

第３条　工事等の競争入札参加者の資格審査の公正を期するため、白河市競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置する。

（調査審議事項）

第４条　資格審査委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(１)　申請要綱第２条及び第３条に規定する競争入札参加者資格の要件、第４条に規定する資格の有効期間、第５条に規定する資格の認定の取消並びに第６条及び第７条に規定する資格の審査及び格付に関する事項

(２)　第７条第２項第２号に規定する等級別格付基準、同条第３項に規定する発注の標準となる工事等の設計金額、第14条第１号に規定する指名基準及び入札参加可能範囲並びに第17条第１項に規定する指名停止基準に関する事項

(３)　制限付一般競争入札参加者の疑義等に関する事項

(４)　その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項

（組織）

第５条　資格審査委員会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、副市長をもってこれに充てる。

３　委員は、白河市部設置条例（平成１７年白河市条例第１４号）第１条に掲げる部等の長及び教育部長（教育部長を置かない場合は教育次長）をもって充てる。

４　会長は、会務を総理する。

５　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　資格審査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、非公開とする。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（資格審査及び認定）

第７条　競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、総務部長が行い、資格審査委員会の審議を経た後、市長の認定を受けるものとする。

２　前項の資格審査及び認定は、次に掲げるところにより行うものとする。

(１)　競争入札参加資格の認定は、申請要綱第２条に規定する競争入札に参加できない者を除いて行うものとする。

(２)　前項の認定は、申請要綱第６条及び第７条の規定により審査する。この場合において、指名競争入札及び制限付一般競争入札の格付等については、併せて別に定める等級別格付基準により格付を行うものとする。

３　前項の格付をした等級に対応する発注の標準となる工事等の設計金額は、別に定める。

（有資格業者名簿への登録）

第８条　総務部財政課工事契約検査室長（以下「工事契約検査室長」という。）は、競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者のうち、前条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定されたもの（以下「有資格業者」という。）を工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録し、通知は省略することとする。ただし、資格認定が受けられないものについては通知するものとする。

２　有資格業者名簿は、工事契約検査室長が管理する。

（資格の認定の取消し）

第９条　工事等を所掌する課長等（以下「工事等担当課長」という。）は、有資格業者が申請要綱第２条各号のいずれかに該当することを知ったときは、速やかにその旨を工事契約検査室長に報告しなければならない。

２　工事契約検査室長は、前項の報告を受けたときは、資格審査委員会に対し、当該報告に係る有資格業者の資格の認定の取消に関する審議を行うよう求めなければならない。

３　工事契約検査室長は、前項の審議の結果、資格の認定の取消が必要とされた場合は、市長の決裁を受け、有資格業者名簿からその者に係る記載を削除し、速やかに工事等請負業者資格取消通知書（第１号様式）により、その旨を当該有資格業者に通知するとともに、工事等請負業者資格取消通知書（第２号様式）により、その旨を有資格業者名簿の副本を置く各課所に通知するものとする。

第３章　工事等請負業者の指名

（工事等指名運営委員会）

第10条　指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、工事等指名運営委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。

（調査審議事項）

第11条　指名委員会は、工事等の指名競争入札参加者の選考及び指名委員会の権限に属することとされた事項について調査し、及び審議する。

（組織）

第12条　指名委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長には副市長を、副会長には総務部長をもって充てる。

３　委員は、産業部長、建設部長及び水道部長をもって充てる。

４　会長は、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長の事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　会長は、必要があると認めるときは、臨時に委員をおくことができる。

（会議）

第13条　指名委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、非公開とする。ただし、会長が特に軽易と認めたもの又は緊急を要するものについては、会長が専決処分することができる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（指名基準）

第14条　指名競争入札に参加する者を選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるところによる。

(１)　有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計価格が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属するもののうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

(２)　災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する工事等並びに特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、前号の規定にかかわらず有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。

(３)　前２号の規定に基づいて指名競争入札に参加する者を選考し、又は決定しようとするときは、次に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないようにするものとする。

ア　申請要綱第６条及び第７条に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）以降における経営状況

イ　審査基準日以降における工事成績

ウ　当該工事等に対する地域的条件

エ　手持工事等の状況

オ　当該工事等施工についての技術的適正

カ　審査基準日以降における安全管理の状況

キ　審査基準日以降における労働福祉の状況

（指名選考内申）

第15条　工事等担当課長は、工事等の起工が決定した場合においては、前条に定める指名基準に基づき、競争入札に参加させようとする者を選考し、工事等請負業者指名選考内申書（第３号様式）を会長に提出しなければならない。

（指名の選考及び決定）

第16条　会長は、前条の規定に基づき工事等請負業者指名選考内申書の提出を受けたときは、指名委員会を招集し、指名すべき者の選考を行うものとする。

２　会長は、前項の選考の結果を工事等請負業者指名選考通知書（第４号様式）により当該工事等担当課長に通知するものとする。

３　工事等担当課長は、前項の通知があったときは、白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号）第３条第２項の規定に定める者の決定を受けるものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、災害応急工事その他緊急の工事等を施工するため特に必要があると認めるときは、会長は、委員２人以上の意見を徴し、指名すべき者を選考することができる。この場合において、会長は、当該選考後初めて開かれる指名委員会にその旨を報告しなければならない。

（指名停止）

第17条　工事等担当課長は、有資格業者が別に定める指名停止基準に掲げる事項に該当する行為を行ったことを知ったときは、速やかにその旨を工事契約検査室長に報告しなければならない。

２　工事契約検査室長が前項の報告を受けたときは、指名委員会に対し、当該報告に係る指名を停止すべき者及び停止期間について別に定める停止期間の基準により審議を求めなければならない。

３　工事契約検査室長は、前項の審議の結果、指名の停止等が必要とされた場合は、市長の決裁を受け、工事等請負業者指名停止通知書（第５号様式）により、その旨を当該有資格業者に通知するとともに、工事等請負業者指名停止通知書（第６号様式）により、その旨を有資格業者名簿の副本を置く各課所に通知するものとする。

４　工事等担当課長は、指名停止期間中の有資格業者についてやむを得ない事由により、随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ工事契約検査室長に協議するものとする。

５　工事等担当課長は、指名停止期間中の有資格業者が、市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを認めてはならない。

６　工事契約検査室長は、指名停止基準に至らない事由のため、指名停止が行われていない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の変更及び解除）

第18条　指名停止の期間中の有資格業者については、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別に定める指名停止基準に掲げる期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

２　指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

３　前条第１項から第３項までの規定は、前２項の規定による変更及び解除を行う場合に準用する。

第４章　雑則

（等級別格付基準等）

第19条　この規程において別に定めるものとされた事項は、資格審査委員会の審議を経て市長が定める。

（情報の公開）

第20条　この規程に基づき作成された資料は、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年白河市条例第３号）の規定により公開できるものとする。

（庶務）

第21条　資格審査委員会及び指名委員会の庶務は総務部財政課工事契約検査室において処理する。

（準用規定）

第22条　工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選考については、この規程を準用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成17年11月７日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日の前日までに、合併前の白河市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査、指名等に関する要綱（平成14年12月１日白河市制定）、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成７年表郷村要綱第10号）又は工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等を関する要綱（昭和62年東村要綱第１号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

　　　附　則（平成１９年３月２８日訓令第２号）

　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成１９年６月２９日訓令第１１号）

　この規程は、平成１９年７月１日から施行する。

　　　附　則（平成２０年３月３１日訓令第３号）

　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２０年５月１日訓令第８号）

　この規程は、平成２０年５月１日から施行する。

　　　附　則（平成２１年３月３１日訓令第６号）

　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２３年５月１日訓令第７号）

　この規程は、平成２３年５月１日から施行する。

　　　附　則（平成２４年４月１日訓令第１号）

　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２４年９月２４日訓令第４号）

　この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

　　　附　則（平成２５年４月１日訓令第１号）

　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２５年１０月２２日訓令第４号）

　この規程は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成２７年３月３１日訓令第４号）

　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２９年３月３１日訓令第２号）

　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日訓令第１号）

　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年３月３１日訓令第１１号）

　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年６月３０日訓令第１３号）

　この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日訓令第２号）

　この規程は、公布の日から施行する。

　　　附　則（令和５年３月２８日訓令第２号）

　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

第１号様式（第９条関係）

工事等請負業者資格取消通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

白河市長

　貴殿の白河市が行う工事等に係る競争入札への参加は、下記の理由により取り消したので通知します。

記

(理由)

第２号様式（第９条関係）

工事等請負業者資格取消通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　(工事担当課長)

工事契約検査室長

　次の者は、下記理由により工事等請負業者の資格を取り消されたので通知します。

商号又は名称

代表者

所在地

記

(理由)

第３号様式（第15条関係）

（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工 事 等 請 負 業 者 指 名 選 考 内 申 書 | | | | | | | | | |
|
| 工事等の番号 | |  | | | 工事等の名称 |  | | | |
| 路線及び河川名 | |  | | | | 設計額 |  | | 円 |
| 工事等の場所 | |  | | | | | | | |
| 工事概要 | |  | | | | | | | |
| 工期 |  | | 日 | 工事種別 | |  | | | |
| 指名理由 | 区分 | 一般工事 ・ 特殊工事 ・ 随意契約 ・ | | | | | | 制限付一般競争入札の対象  となるべき工事のうち特に  指名競争入札とする工事 | |
| 制限付一般競争入札の対象となるべき工事のうち特に指名競争入札とする場合の理由 | |  | | | | | | | |
| 工事等予算所管課名（受託工事の場合） | | | | | |  | | | 課 |

業者名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称（代表者） | | 点数 | 所在地区分 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

年　　月　　日

工事等請負業者の指名選考を内申します。

工事等指名運営委員会会長

工事等担当課長

（裏）

指名理由については、下表の区分によるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 指名理由  （公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に当たって公表する内容） |
| 一般工事 | 一般的な工事（業務）であることから、有資格業者名簿から施工可能な市内（及び準市内若しくは西白河郡内又はその両方）の業者を指名する。 |
| 特殊工事 | 特殊な設備や技術が必要であり、市内では競争が成立する業者数を確保できないため、所在地区分にかかわらず有資格業者名簿から施工可能な業者を指名する。 |
| 随意契約 | （工事等請負業者指名選考内申書に添付された随意契約の理由を公表する。） |
| 制限付一般競争入札の対象となるべき工事のうち特に指名競争入札とする工事 | （白河市制限付一般競争入札実施要綱（平成１９年白河市告示第７２号）第２条第１項に規定する「特に指名競争入札を行う必要があると認められる場合」には、その理由を「制限付一般競争入札の対象となるべき工事のうち特に指名競争入札とする場合の理由」欄に記載するものとし、それを公表する。） |

第４号様式（第16条関係）

工事等請負業者指名選考通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

指名業者名

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称(代表者) | 適否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |
|  | 適　・　否 |

　　　　　　年　　月　　日

　上記のとおり工事等請負業者を選考しました。

　工事等担当課長

工事等指名運営委員会会長

第５号様式（第17条関係）

工事等請負業者指名停止通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

白河市長

このたび、貴殿に対して下記のとおり指名停止の措置を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないよう十分注意してください。

なお、指名停止の期間中は、新たに白河市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することはできません。

記

１　指名停止の期間

２　指名停止の理由

第６号様式（第17条関係）

工事等請負業者指名停止通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（工事等担当課長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事契約検査室長

次のとおり工事等請負業者の指名停止の措置を行ったので通知します。

なお、指名停止の期間中は、新たに白河市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することはできません。

また、当該業者に対して、既に指名通知を行っている場合には当該指名取消しの通知を、入札参加資格確認を行っている場合には当該入札参加資格確認取消しの措置を行います。

記

１　商号又は名称

２　代表者

３　所在地

４　登録業種

５　指名停止の期間

６　指名停止の理由